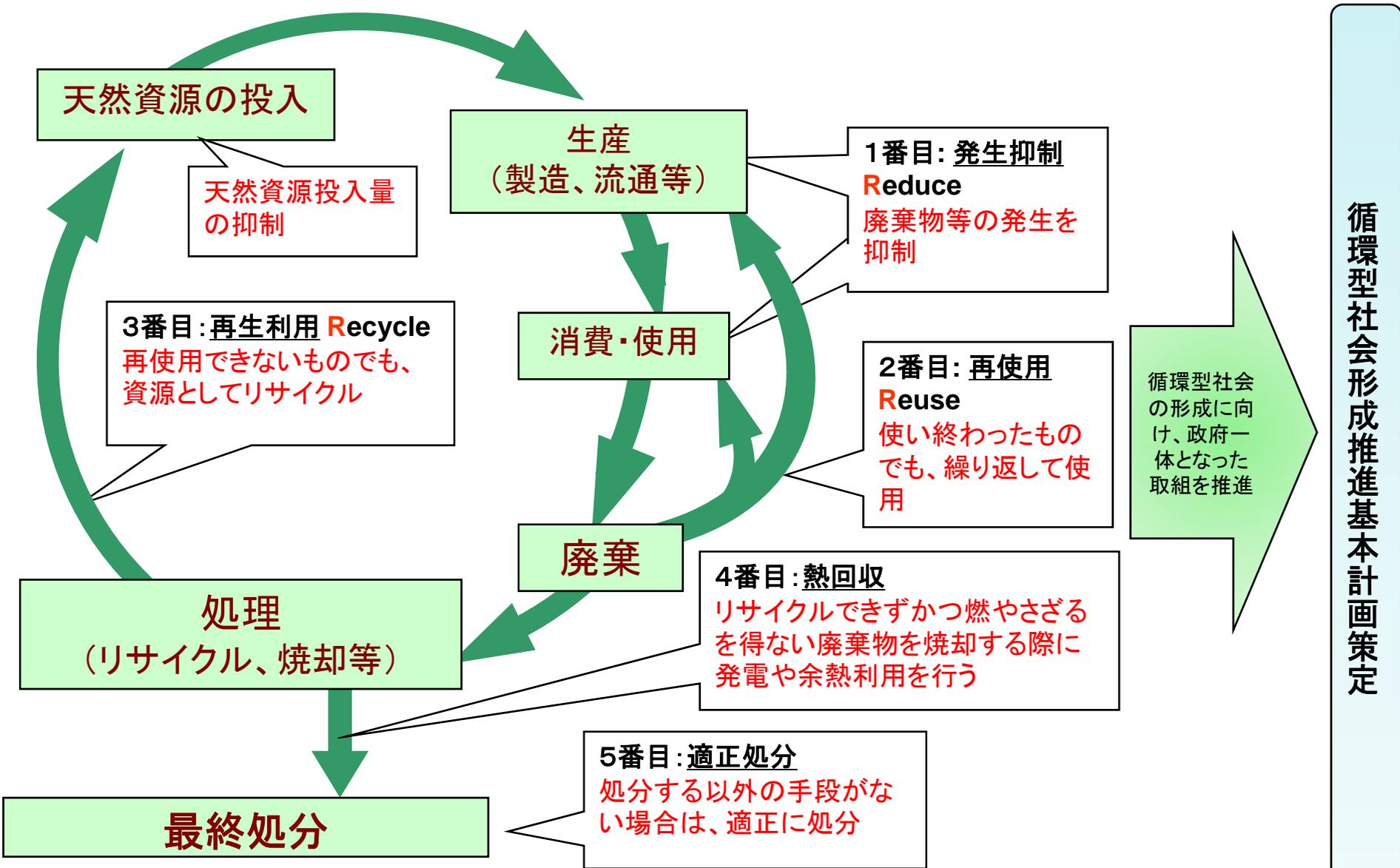


地域からの循環型社会づくりに関する意見交換会 ～政策ブリーフィング～

平成21年1月28日
環境省廃棄物・リサイクル対策部
循環型社会推進室長
大森恵子

循環型社会とは

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会 【循環型社会形成推進基本法（平成12年6月公布、13年1月完全施行）第二条】



第2次循環基本計画の概要(平成20年3月25日閣議決定)

現状と課題

- 関係主体の取組により、最終処分量の減少など循環型社会の形成の推進に一定の成果
 - 世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性
- 3 Rの徹底など国内外において循環型社会の形成をより一層進めていくことが課題。

循環型社会の中長期的なイメージ

- 「**低炭素社会**」や「**自然共生社会**」に向けた取組とも統合した、「持続可能な社会」の実現
 - より良いものが多く蓄積され、それを活かした豊かさが生まれる「ストック型社会」の形成
- 地域の特性に応じた循環型社会(地域循環圏)、「もったいない」の考えに即したライフスタイル、関係主体の連携・協働、ものづくりなど経済活動における3 Rの浸透 など

指標及び数値目標

【1 物質フロー指標】

- (1) 数値目標
- ① 「入口」: 資源生産性 → 約42万円/トン
(平成12年度から約6割向上)
 - ② 「循環」: 循環利用率 → 約14~15%
(平成12年度から約4~5割向上)
 - ③ 「出口」: 最終処分量 → 約23百万トン
(平成12年度から約6割減少)
- (2) 「低炭素社会への取組との連携に関する指標」等を補助指標として設定
- (3) 地球規模の環境問題の認識を広める指標である「隠れたフロー・TMR」などを、推移をモニターする指標として設定

各主体の取組

連携・協働

循環型社会の形成に向け、すべての主体が相互に連携

国民

- ・ マイ箸、マイバッグの利用などのライフスタイルの変革

事業者

- ・ 不法投棄の防止や3 Rの徹底
- ・ 廃棄物処理の高度化、産業間連携

NGO/NPO、大学等

- ・ 連携・協働のつなぎ手
- ・ 知見の充実や信頼情報の提供

地方公共団体

- ・ 地域の取組のコーディネーター及び主たる推進者

国

- ・ 関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施

低炭素や自然共生との統合的取組(廃棄物発電やバイオマス利活用)、「地域循環圏」の形成推進、3 Rに関する国民運動、グリーン購入の徹底など循環型社会ビジネスの振興、発生抑制を主眼とした3 Rの仕組みの充実、3 Rの技術とシステムの高度化、情報把握と人材育成、ごみゼロ国際行動計画や東アジア循環型社会ビジョン、資源生産性の向上等国際的な循環型社会の構築

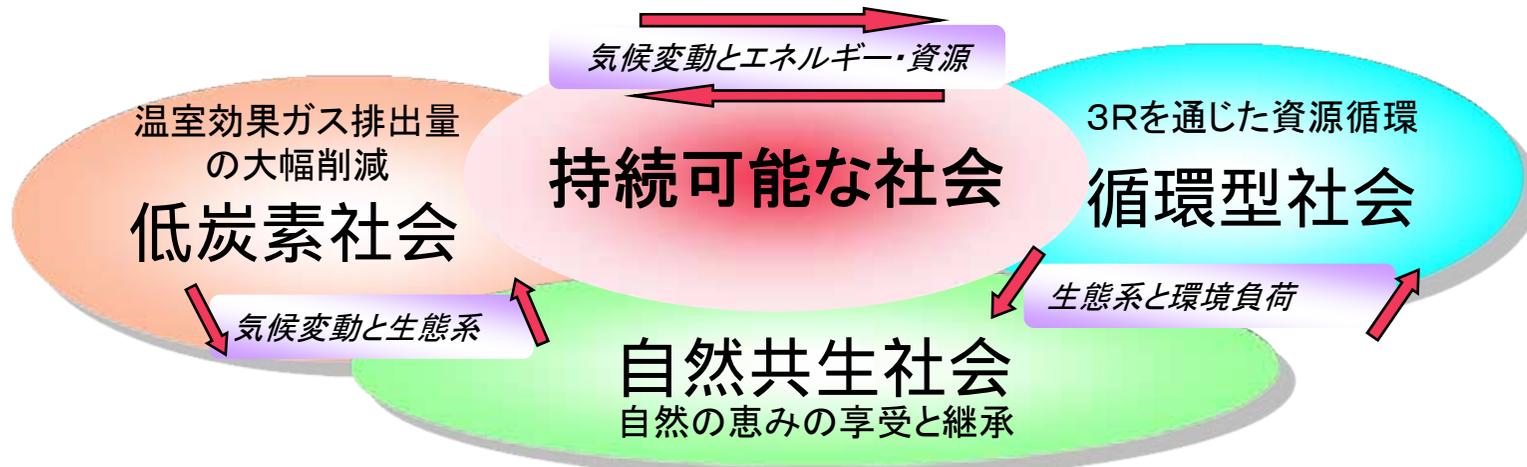
【2 取組指標】

- (1) 数値目標
- ① 一般廃棄物の減量化
 - ② 産業廃棄物の最終処分量 → 約60%減(平成12年度比)
 - ③ 国民の3Rに関する意識・行動 → 意識:約90% / 行動:約50%
 - ④ 循環型社会ビジネスの推進 → 循環型社会ビジネス市場規模 約2倍(平成12年度比)等
- (2) 「レジ袋辞退率」や「3R取組上位市町村」など、各主体の取組の推移をモニターする指標を設定
- (ア) 1人1日当たりのごみ排出量
(イ) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量
(ウ) 事業系ごみ排出量

第2次循環基本計画のポイント

- ① 環境の保全を前提とした循環型社会の形成
- ② 循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合
- ③ 地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築
- ④ 数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入
- ⑤ 各主体が連携・協働した3Rの取組
- ⑥ 3Rの技術とシステムの高度化
- ⑦ 国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

持続可能な社会に向けた統合的取組の展開



循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の構築に向けた統合的な取組

自然との共生を図りながら、人間社会における炭素、水、窒素も含めた物質循環を自然、そして地球の大きな循環に沿う形で健全なものとし、持続的に成長・発展する社会の実現を図る

○循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

- ✓ 廃棄物発電の導入等による熱回収の徹底
- ✓ 持続的な廃棄物発電のあり方の検討や産業工程から発生する中低温熱の業務施設等での利用促進
- ✓ バイオマス系循環資源の有効活用
- ✓ 環境負荷の低い静脈物流システムの構築

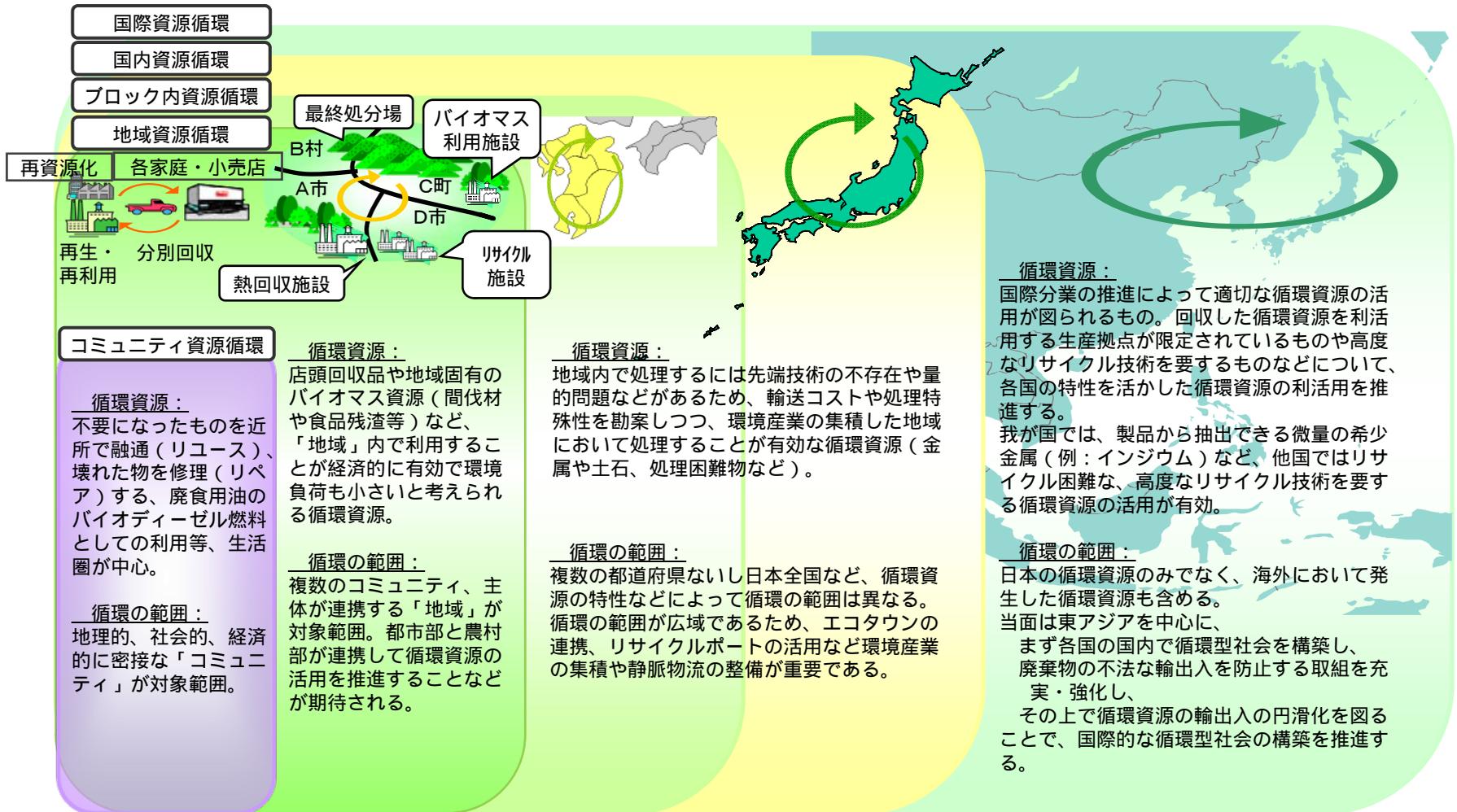
○循環型社会、自然共生社会の統合的な取組の推進

- ✓ 枯渇性資源の使用量増大の抑制
- ✓ 住宅をはじめ長期間社会で使用することを推進することにより、自然界からの新たな資源採取を抑制
- ✓ 生物多様性の保全に配慮した、再生可能な資源の持続可能な利用の推進
- ✓ 環境保全型農林水産業の促進

地域循環圏について

地域循環圏とは、廃棄物の適正処理を前提に、温暖化対策や生物多様性の保全などの環境面や、希少性や有用性などの資源面、さらに輸送効率や処理コストなどの経済面の各観点から、循環資源ごとに地域の特性を踏まえて最適な範囲での循環を目指すものです。例えば、一定の地域のみで発生する又は腐敗しやすい等の特徴を持つバイオマス系循環資源はその地域において循環させる、また高度な処理技術を要するものはより広域的な地域で循環させるといったことが考えられます。

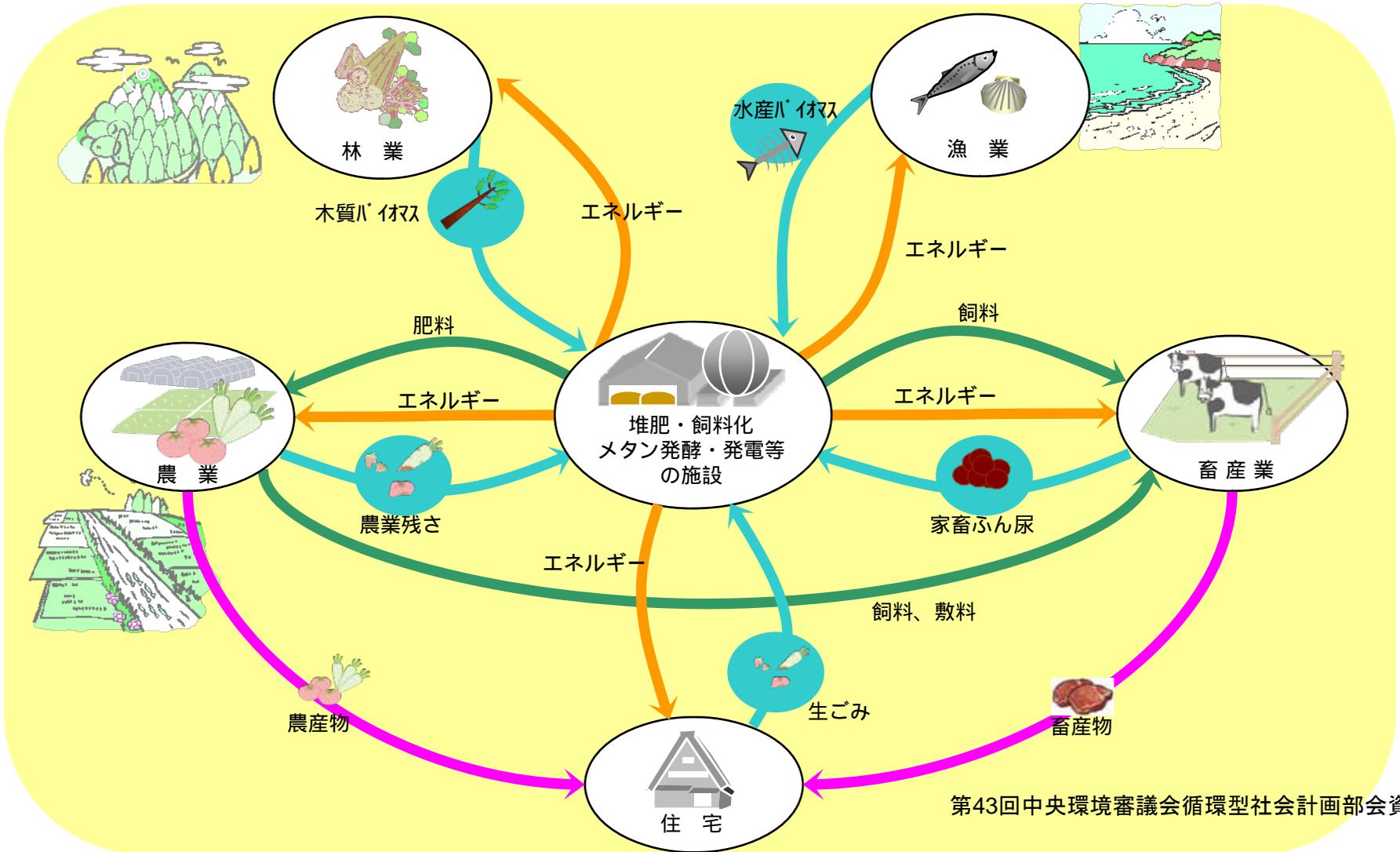
- 循環資源の性質ごとに、地域の範囲別に分類したイメージ。
- 経済合理性や技術的可能性等の状況によって循環の範囲は異なるが、大まかに分類すると以下の通り。



農山漁村

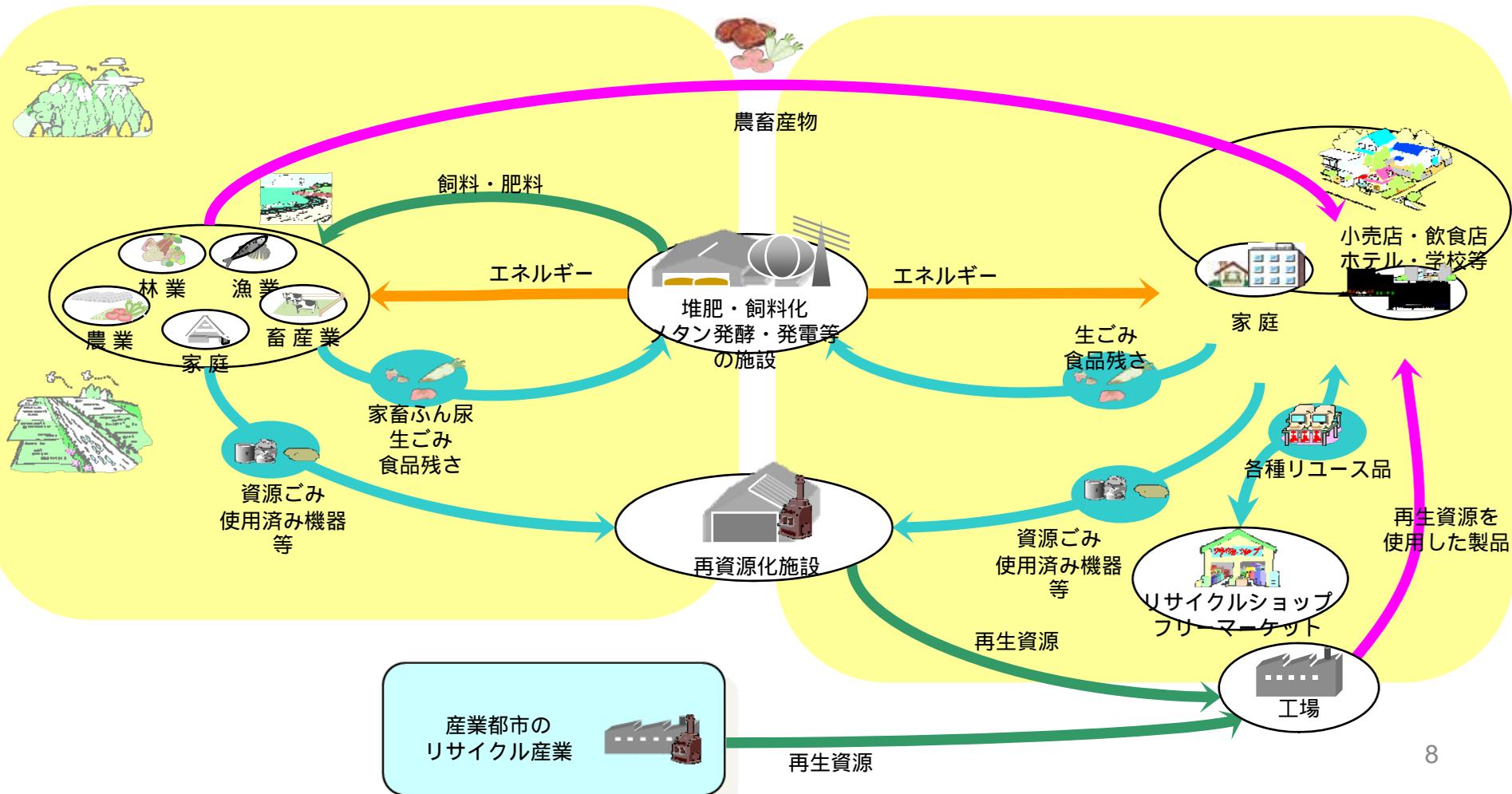
地域の規模・特性別の循環型社会のイメージ例は以下の通り。

- 農山漁村で発生する循環資源は、間伐材、家畜糞尿、貝殻等や一般廃棄物のうち分別回収される生ごみ等である。
- これらはバイオマス資源としてその他の循環資源とともにメタン化によるエネルギー回収、肥飼料、その他土壌改良材等としての利用などが行われる。
- この肥料を利用して生産された農産物が地域内で消費される(地産地消)といった循環が形成される。



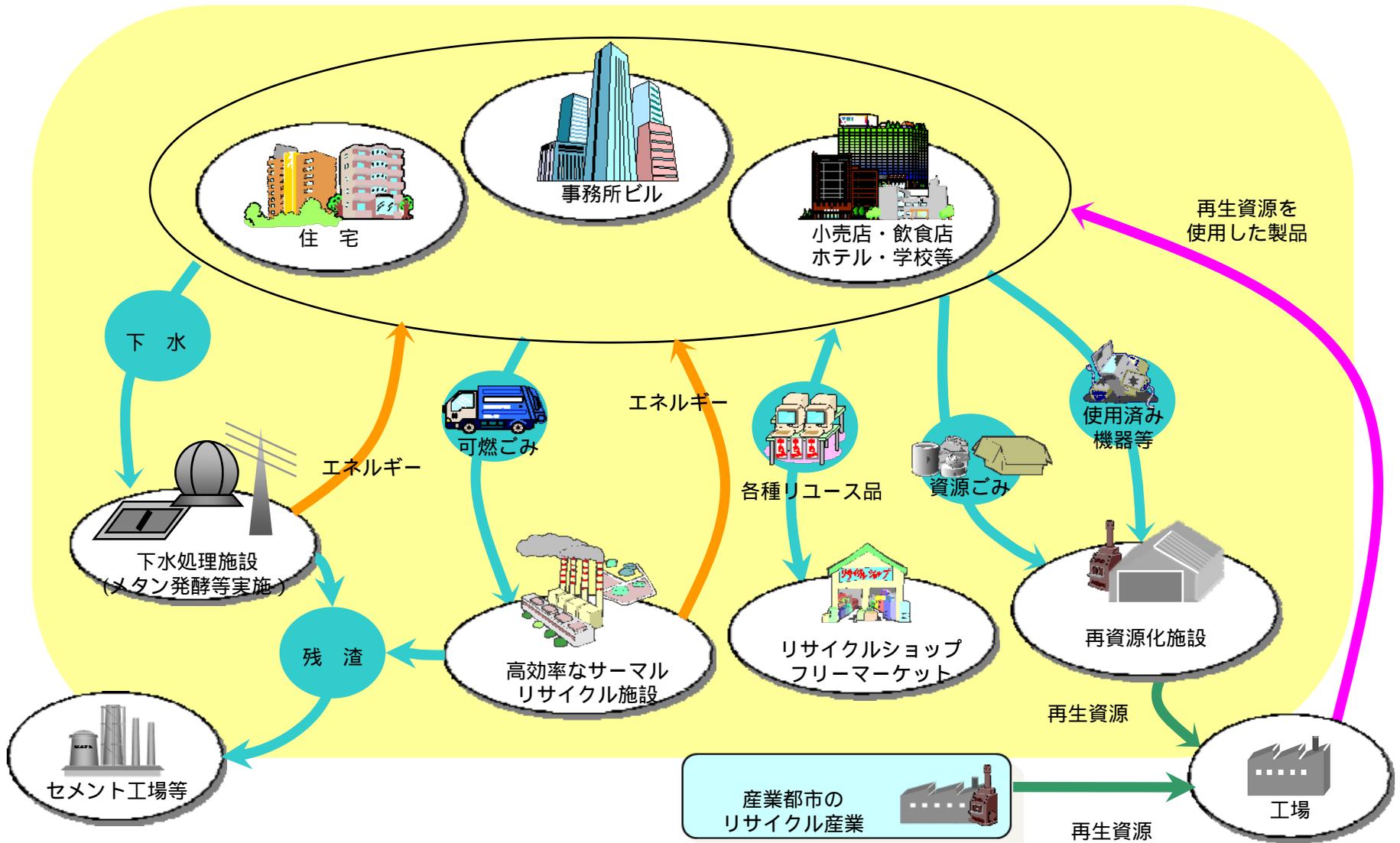
中小都市

- 都市と農村が近接している場合、都市部から一定量が安定的に排出されるバイオマス系廃棄物等については、農村部に運搬され肥飼料等として利用される。
- 生産された農畜産物は都市部において消費される。
- 工業系廃棄物については、近隣に再資源化施設がない場合、物流網を通じて比較的広域に流通し、循環資源として再利用される。



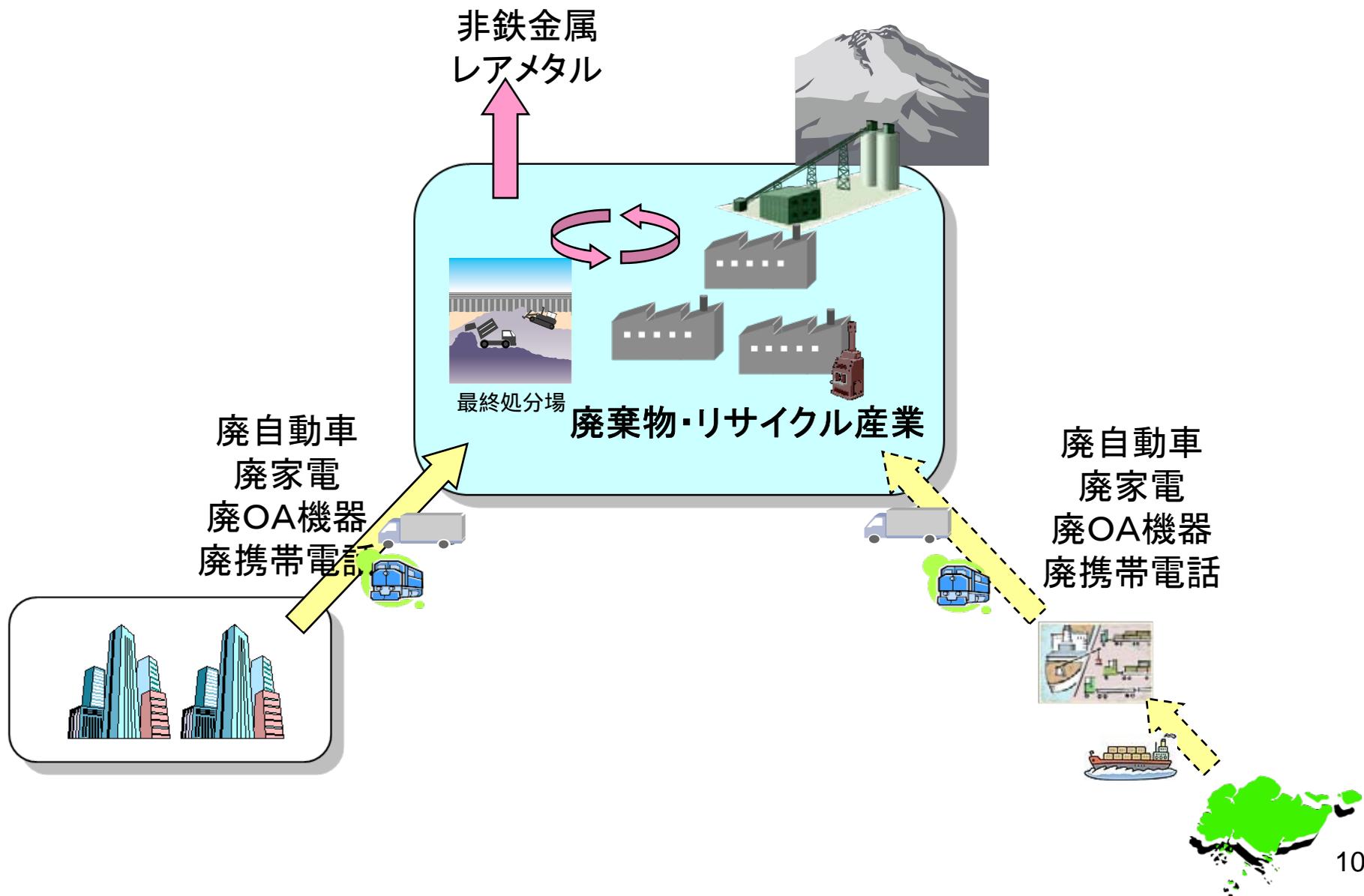
大都市

- 廃棄物の発生密度が高いため、**大量の廃棄物が恒常的に排出・収集される**。**資源回収、焼却施設における減量化及びその際の熱回収等が大規模かつ効率的に行われる**。
- **下水汚泥等については、メタン回収などが行われた後、残渣については大量かつ安定的に供給される資源としてセメント産業等において工業的利用がなされる**。



産業都市（非鉄金属処理技術）

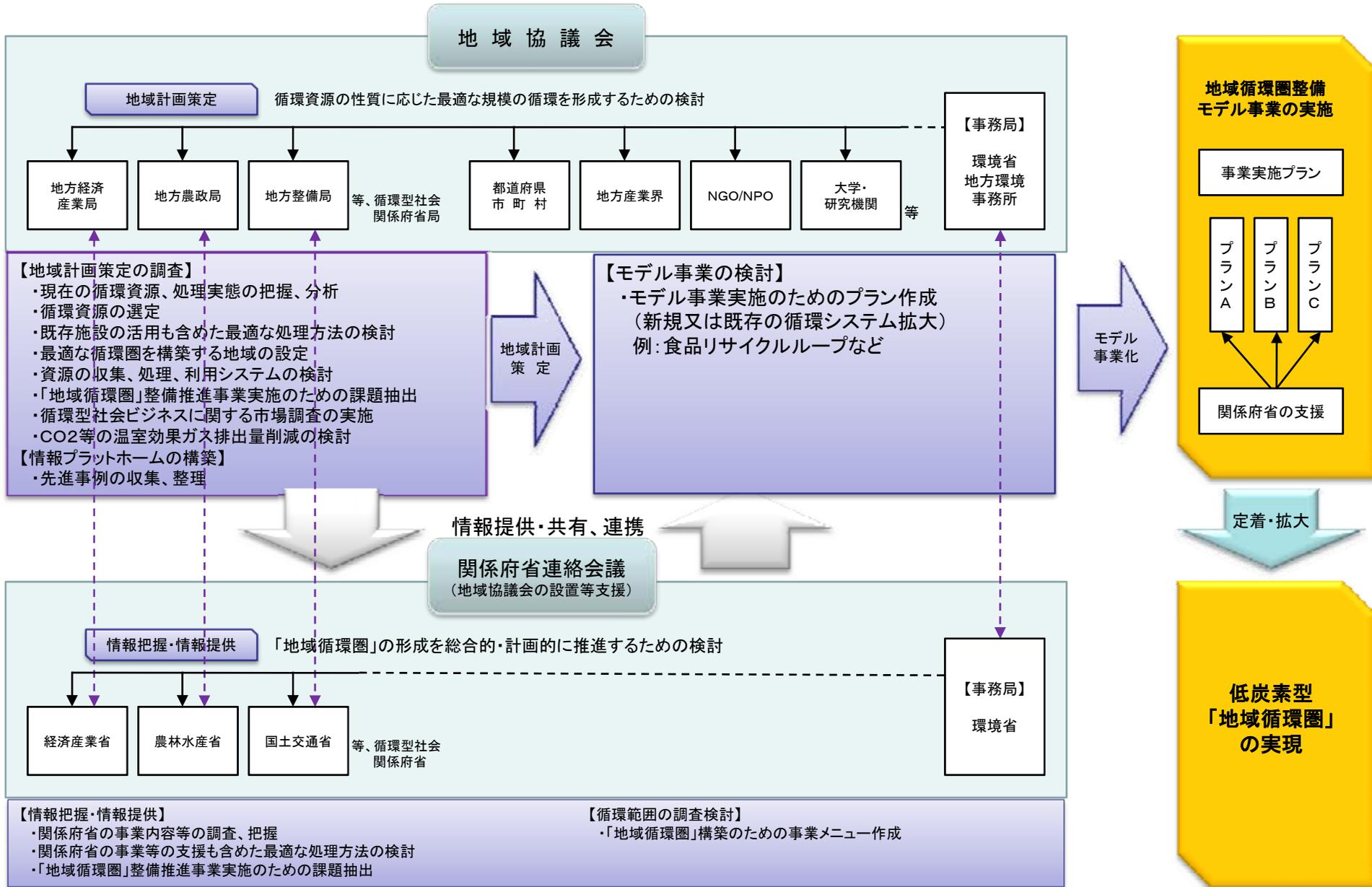
- 動脈産業の技術・インフラ・ノウハウ等、既存の技術を応用し、循環資源の効率的活用に活かす。
- 量的には小さくとも付加価値の高い循環資源を回収するなど、独自の技術で循環型社会の構築に貢献する。



低炭素型「地域循環圏」整備推進事業

第2次循環型社会形成推進基本計画:循環型社会と低炭素社会、自然共生社会とを一体的に構築

地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」を各地域の市町村、事業者、NGO/NPO、地域住民、地方支分部局等の連携により構築



循環型社会の構築における各主体の役割

連携・協働

- ・すべての主体が相互に連携し、循環型社会の形成に向け、積極的な参加と適切な役割分担の下で着実に施策を実施
- ・国や地方公共団体の施策(計画等)の策定段階から実施にいたるまで、各主体が緊密に連携・参画
- ・地域における先進的な連携・取組の評価及びその情報発信を更に強化

国民

事業者

- #### NGO/NPO、大学等
- ・各主体の環境保全活動のつなぎ手
 - ・循環型社会の形成に資する活動や先進的取組の実施
 - ・専門的な知見に基づく客観的な情報の提供

- ・「社会的責任(CSR)」を果たすこと
- ・排出者責任や拡大生産者責任を踏まえた廃棄物等の適正な循環的利用及び処分
- ・消費者との情報ネットワークの構築

地方公共団体

- ・法・条例の着実な施行
- ・地域の取組のコーディネータ及び主たる推進者
- ・廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施

- ・消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えていることを自覚して行動
- ・循環型社会づくりの担い手であるとの認識を踏まえ、ライフスタイルの見直しも含めた行動
- ・モノを長持ちさせて大事に使うなど、「もったいない」の考え方に即した行動

- ・循環基本計画の策定、関連する法律の着実な施行等、国全体の循環型社会形成に関する取組の総合的な推進
- ・循環型社会形成のための各主体の活動支援や情報整備・提供など各種政策手法の適切な活用による、各主体の行動の基盤づくり
- ・事業者・消費者として循環型社会の形成に向けた行動

国

循環型社会地域支援事業について

- 環境省が、地域において循環型社会の形成に向けた取組でNGO・NPO・研究機関・事業者が地方公共団体等と連携して行う、他の地域に波及していく、先駆的なモデルとなるような事業を公募により、採択し支援する事業。
- 平成15年度より実施(平成20年度より名称変更。旧名称、エコ・コミュニティ事業)。

平成20年度の採択事業(8事業)

・ 地球に優しい「3R」の世界—その実践と啓蒙活動—壊さないで！考えれば使える！事業	風待ち研究会(宮城県気仙沼市)
・ 横浜市における720ml・900mlガラスびんの統一リユースシステム構築モデル事業	社団法人環境生活文化機構(東京都港区)
・ 「なごやリユースステーション」実証事業	名古屋大学大学院環境学研究科竹内研究室(愛知県名古屋市)
・ 食品循環資源のループ形成によるビジネスモデル構築に関するプロジェクト事業	おかえりやさいプロジェクト(愛知県名古屋市)
・ 薪を利用促進による里山管理インセンティブの創出と灰・煤の再利用のためのネットワーク構築事業	能登半島おらっちやの里山里海(石川県珠洲市)
・ 市民・企業・NPOの協働によるIT技術と計量器付きごみ収集車を活用した「家庭ごみ」減量に向けた活動システムの実証的開発事業	特定非営利活動法人こども環境活動支援協会(兵庫県西宮市)
・ 資源の地産地消で地域コミュニティを再生しますプロジェクト事業	特定非営利活動法人岡山環境カウンセラー協会(岡山県倉敷市)
・ 地産地消剪定くず等リサイクル有効活用事業	社団法人みやま市シルバー人材センター(福岡県みやま市)

循環型社会地域支援事業について

- ・ 本事業は、循環型社会実現に必要な実証事業を実施する上で、必要な経費について負担するものです。
- ・ 実証事業の金額は、1事業あたり概ね100万円から1,000万円程度(税込み)としています。

平成19年度の採択事業(5事業)

・ 地域のお祭りを若者がエコにします事業	環境NGO ezorock (北海道札幌市)
・ 首都圏近郊政令指定都市における720ml・900mlガラスびん統一リユースシステム構築モデル事業	社団法人環境生活文化機構(東京都港区)
・ ファストフード、コーヒーショップと自治体の自主協定によるリユースの推進事業	特定非営利活動法人 FoE Japan(東京都豊島区)
・ 食品工業残渣を活用した家畜飼料給与実証事業	(社)長野県農協地域開発機構(長野県長野市)
・ 未活用資源を用いた大山川浄化プロジェクト	(株)日立製作所(東京都千代田区)